

令和5年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議 会議録

作成者：食と暮らしの安全推進課

開催日時：令和6年2月2日（金）10：00～正午

開催場所：宮城県庁第一会議室

出席者：出席者名簿の通り（鈴木委員欠席）

14名/15名 出席により会議成立

会議次第：

1 開会 （司会：食と暮らしの安全推進課 武田総括）

2 挨拶 （挨拶：環境生活部 稲村副部長）

3 議事 （議長：西川会長）

（1）議題

令和6年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について（資料1～4）（説明：食と暮らしの安全推進課 吉岡課長）

（2）報告

イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について（資料5～6）（説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）

（イ）令和5年度「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」事業の進捗状況

（ロ）令和5年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果

□ 食品に係る放射性物質検査結果について（資料7）（説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）

（3）その他

4 閉会

議事録：議題については、会長一任により一部修正する旨、決定

発言録：

（開会）

定刻になりましたので、ただいまより令和5年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議を開会いたします。

開会にあたりまして、宮城県環境生活部の稲村副部長よりご挨拶を申し上げます。

（挨拶）

皆様おはようございます。宮城県環境生活部副部長の稲村でございます。

本日は大変お忙しい中、令和5年度第3回みやぎ食の安全安心推進会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃県の食の安全安心行政の推進につきまして、様々な面でご支援、ご協力をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

今年年明け直後、1月1日に能登半島地震が発生し、多くの方が被災されました。お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族、そして今なお避難所での生活を余儀なくされている方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、本県の食の安全安心に関しまして、県内ではアニサキスを中心とした食中毒が散見されておりまして、コロナの5類移行後の経済活動の回復に伴い、今後さらなる発生も懸念されておりますことから、対策を一層

進める必要があるというふうに考えているところでございます。また、平成 30 年の食品衛生法の改正により制度化されました、HACCP に沿った衛生管理の導入定着に向けた取り組みを今後さらに加速させる必要もございます。

県では、今後とも食の安全安心確保に向けた各種対策の実施や、消費者に向けての情報を発信してまいりますので、今後も皆様のご協力とご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の会議でございますが、本日は来年度に保健所等が行います、食品衛生に関する監視指導を行うための令和 6 年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）についてご審議いただくことにしております。

皆様方にはこれまで同様、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（会議成立報告）

本日の会議は 14 人の委員にご出席をいただいております。みやぎ食の安全安心推進条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、委員の半数以上のご出席により、本日の会議が成立しておりますことを報告いたします。

なお、本日の会議につきましては、マスクの着用は任意となりますので、予めご了承いただきたいと存じます。

（資料確認）

議事に入らせていただく前に、本日の会議資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認願います。

事務局から資料 1「令和 6 年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）の概要」から資料 7「食品に係る放射性物質検査結果」まで 9 種の資料をお配りさせていただいております。また、本日加藤委員から学習会「健康食品と医薬品のあぶない関係-健康食品の現状と課題-」という題名の資料をお配りいただいております。全てお揃いでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。当会議は情報公開条例第 19 条の規定により、これまで通り公開で進めさせていただきたいと存じます。議長につきましては、みやぎ食の安全安心推進条例第 18 条第 1 項の規定により、会長にお務めいただくこととなっておりますので、西川会長どうぞよろしくお願いいたします。

（議事）

皆さんおはようございます。それでは早速ですが、会議を始めたいと思います。

まず、当会議ですけれども、消費者及び事業者、生産者代表、それから学識経験者から構成されております。それぞれの立場から忌憚のないご意見を広く頂戴する場面になっておりますので、よろしくお願いいたします。また、議事の進行にもご協力をよろしくお願いいたします。

それでは議題「令和 6 年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）」について事務局から説明をお願いします。

（議題 事務局説明）

食と暮らしの安全推進課長の吉岡でございます。本日はよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。それでは資料 1 をご覧下さい。

資料1「令和6年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）の概要」です。宮城県では食品衛生法に基づき、年度ごとに食品衛生監視指導計画を策定し、施設への監視指導や食品の検査を通じた食の安全安心の確保に取り組んでおります。本計画は大きく、第1から第7の7項目で構成し、具体的な取組内容については第3「重点取組」以降に記載しております。令和6年度の第3「重点取組」としましては、1「食品営業施設監視指導」、2「食中毒の防止」、3「食品検査」、4「HACCPに沿った衛生管理の推進の推進」の4項目を掲げることとし、第4「監視指導」及び第5「食品等事業者に対する衛生管理の指導等」として、事業者等に対する具体的な監視指導内容を記載しております。その他第6「県民との意見交換および情報提供」、第7「食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上」を記載しております。

指導計画本文につきましては、資料2-1及び資料2-2によりご説明いたします。まず、資料2-2をご覧ください。昨年からの主な変更内容を一覧としたものです。2点あげてございます。

1点目はHACCP制度化にかかる食品衛生監視による指導を強化する旨を追記いたしました。HACCPの実施状況の確認をした上で、食品衛生推進員と連携し、申請の受付時や監視時に積極的に必要な指導及び助言を行うとともに、業態に合わせたHACCPに関する個別相談会や講習会の開催のほか、食品衛生責任者講習会、出前講座や「宮城HACCP導入実践支援制度」の運用等を通じて必要な指導及び助言を行ってまいります。

2点目は令和3年6月に営業許可業種の再編に伴い新たに許可が必要となった液卵、そうざい半製品を製造している業者、宮城県食品衛生取締条例に基づく漬物加工業、魚介類加工業などの登録を受けている業者に対して、令和6年5月31日に経過措置期限を迎えるため、周知を強化し、確実な制度移行につなげる旨の文章を追記いたしました。

このほか、全体的に文言等を整理しております。全体を通して内容的に令和5年度計画からの大きな変更点はありません。詳しい説明は資料2-1の計画本文により主な内容をご説明させていただきます。

それでは、資料2-1の1ページをお開きください。第1「計画策定の趣旨」です。本計画は、関係法令や「みやぎ食の安全安心推進条例」、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」に基づき、食品衛生に関する施策を具体的に推進するための実施計画として策定しているものでございます。本計画の対象地域は、仙台市を除いた宮城県全域であり、計画期間は令和6年4月1日から翌年の3月31日までの1年間としております。

2ページ目をお開き願います。実施体制については、昨年度からの大きな変更はございません。3ページの図1をご覧ください。こちらは実施体制を図にまとめたものでございます。食に起因する被害の拡大防止に向け迅速に対応するため、宮城県内の各関係機関のほか、国や関係する自治体と緊密な連携体制を確保しております。

4ページをご覧ください。続きまして第3「重点取組」です。ここでは国の施策の動向なども踏まえて、令和6年度に取り組むべき4事業を重点取組として整理しているものとなります。まず1点目は「食品営業施設監視指導」です。大規模または広域的な健康被害の発生を防止するため、大型飲食店や広域流通食品を製造加工する施設等を下の表1に記載のとおり重点監視施設として設定し、重点的な監視指導を行うほか、適正な表示の遵守・徹底について周知するなど、必要な指導を実施してまいります。

5ページをご覧ください。2点目は食中毒の防止です。「(1) 営業施設等に対する指導」として3点記載しております。加熱不十分な食肉等の提供による食中毒の発生の防止としては、生食用食肉の規格基準の遵守、結着等加工を行った食肉及び野生鳥獣肉の提供等の他、規格基準が設定されていない鶏肉についても、加熱不十分な状態で提供されたことによるカンピロバクター食中毒が全国的に多発しているため、十分な加熱調理を徹底するよう指導を行います。アニサキスによる食中毒は、令和5年度に本県も含め全国的に多発していることか

ら、監視指導等を実施してまいります。また食中毒予防月間を設定し、県民や営業者を対象として食中毒予防キャンペーンを行います。この中で食中毒予防の三原則、最近の場合は「付けない」「増やさない」「やっつける」、判断に迷う山菜などの採取・喫食を控えることなどを啓発してまいります。

6ページをご覧ください。4点目は「HACCPに沿った衛生管理の推進」です。こちらは初めに主な変更点として説明した内容でございますが、改めまして、今年度の取り組み及び今後の方向性につきまして説明いたします。資料2-3をご覧ください。令和5年度にHACCPに沿った衛生管理の実施状況について、各保健所・支所において調査を実施いたしました。調査期間は令和5年8月から10月まで。調査内容は食品事業者監視時にHACCPに沿った衛生管理として求められる4項目について実施状況を確認することにより実施しました。またHACCPに沿った衛生管理の4つの項目について「実施している」、または「一部実施している」事業者の割合として、HACCP導入率を算出いたしました。調査件数は全体で759件、うち従業員が50人以下の小規模事業者が該当する「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の該当事業者は717件。従業員数が50人を超える大規模事業者が該当する「HACCPに基づく衛生管理」の該当事業者は42件でございます。本県におけるHACCP導入率は全体としては65%でした。うち大規模事業者は100%、小規模事業者は63%という結果であり、これまで想定されていた小規模事業者に対する取り組みが重要であることが客観的に明らかとなりました。この結果を踏まえまして、令和6年度以降には監視体制を強化するとともに、次の取り組みによりHACCPの導入率の向上を目指してまいります。

1つ目、HACCPの実施状況調査につきましては、今後も継続いたします。

2つ目、食品衛生推進員と連携し、食品衛生監視員による施設監視時に衛生管理計画や手順書作成方法等をアドバイスしてまいります。

3つ目といたしましては、特に小規模事業者のHACCPの取り組みにくさの解消に向けた、HACCPに関する個別相談会や講習会等を行うことにより、HACCP導入率の向上を目指してまいります。以上がHACCPに係る取組についての説明となります。

それでは資料2-1にお戻りください。2-1の7ページをご覧ください。第4「監視指導」でございます。生産者、食品等事業者に対し、所管部局において現行制度に則った適正な衛生管理の実施を指導してまいります。3「食品営業許可制度の見直し」「営業届け出創設への対応」ですが、令和6年5月31日に経過措置期限を迎える業者に対する周知につきましては、主な変更点としてご説明した内容でございます。

それでは、8ページの表2をご覧ください。こちらには食品群ごとの流通段階を踏まえた主な監視指導項目を取りまとめております。左から2列目にあります「生産段階における監視指導」は、農政部、水産林政部が担っており、所管課を併せて記載しております。表の右2列にあります製造・加工段階、貯蔵・運搬・調理・販売段階の監視指導は主に保健所が担っており、食と暮らしの安全推進課が取りまとめております。監視指導項目につきましては、例年からの大きな変更点はございません。特に製造以降の段階にあたっては、HACCP導入に従い、衛生管理計画の作成、これに基づく管理状況等を管理監視項目としております。

11ページの表3をご覧ください。各施設に対し、保健所が目標監視回数を設定し、必要な監視を行ってまいります。

12ページをご覧ください。表4「令和6年度年間検査計画」でございます。こちらは不良食品や苦情の発生などを考慮して実施する規格基準等項目検査として、概ね昨年度と同数の1,593件を計画しております。

13ページをご覧ください。こちらは、他自治体における違反事例や検疫における輸入食品検査の状況を踏まえ、「特殊項目検査」として計画したものでございます。食肉衛生検査所で実施する牛・豚等の残留動物用医

薬品の検査につきましては、件数が昨年度 408 件から 122 件へと減少しております。この検体数は新たな検査機器を導入し、国が示す精密な検査方法に切り替えたことによるものでございます。国の通知に沿った検体数であるとともに、一検体当たりの検査項目数を増加させ、検査の強化につなげてまいります。その他の品目につきましては、検体数、項目数ともに概ね変更はございません。

次のページの 14 ページをご覧ください。食中毒等が発生した場合、監視指導及び収去検査等による違反発見した場合の対応について記載したものでございます。いずれの場合におきましても、食品衛生上の危害拡大防止の観点から処分等を含め適切に対応してまいります。

15 ページをご覧ください。続きまして第 5「食品事業者に対する衛生管理の指導等」についてでございます。重点取組として掲げております HACCP に沿った衛生管理の実施に係る指導にあたり、保健所による指導のほか、食品衛生推進員、食品衛生関係団体等を活用し、地域の情報収集や食品衛生指導員による地域に密着した自主衛生管理活動の実施を支援いたします。

16 ページをご覧ください。続きまして第 6「県民との意見交換及び情報提供」です。本計画策定にあたっては、本会議でご意見をいただくとともに、パブリックコメントの実施を予定しております。2 に掲げる「計画の実施状況の公表」、3 に掲げる「食の安全セミナー」や「食品工場見学会及び生産者との交流会」「地方懇談会」を開催し、県民との意見・情報交換等を通じて相互理解を深め、リスクコミュニケーションの充実を図ってまいります。4「消費者への食品等による健康被害発生防止のための情報提供」としましては、自主回収、放射性物質検査に関する情報等について迅速な公表に努めてまいります。

17 ページをご覧ください。第 7「食品衛生に係る人材の資質の向上」ですが、食品については食品衛生監視員として適切な対応ができるように、各種研修への職員の派遣及び内部研修等による指導技術の習得、資質の向上に努めてまいります。食品等事業者については、各種講習会の開催等により、食品衛生に関する最新情報等の提供を行うとともに、特に HACCP に沿った衛生管理については必要な支援も行ってまいります。また、子ども食堂と福祉目的の食事提供事業従事者に対しましても、必要な指導、助言等を行い、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止を図ってまいります。

18 ページ目をご覧ください。主な用語の解説となっておりますので、参考にご覧ください。以上が計画本文にかかる説明となります。

次に資料 3 をご覧ください。こちらは計画策定作業のスケジュールでございます。表の中ほどになりますが、本日 2 月 2 日にみやぎ食の安全安心推進会議を開催させていただいたところでございます。パブリックコメントにつきましては、2 月 8 日から一か月間を予定しております。本日頂いた意見及びパブリックコメントでいただいた意見等を踏まえ、3 月下旬に計画を策定し、公表するとともに国に報告する予定としております。

次に資料 4 でございます。こちらは令和 4 年度の監視指導実績でございます。参考としてお配りしてございますので、ご活用ください。資料 4 につきましては簡単にご説明させていただきます。令和 4 年度につきましては、コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応により、保健所によりましては、監視件数や収去検査数を縮小せざるを得ない状況でございました。また、資料 4 の右の記載の重点監視施設の集団給食施設などでは、通常監視の受入が不可になるなど、計画通りの監視が行えませんでした。可能な限りの事業の遂行により、年間を通しては監視目標を達成した状況となっております。令和 5 年 5 月から新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したため、今年度につきましては監視及び検査についてはおおむね順調に計画通り進捗しているところでございます。今後も保健所全体の業務の状況に応じ、食に起因する危害発生防止及び被害拡大防止に努めてまいります。

以上、「令和6年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）」について説明させていただきました。よろしくご意見賜りますようお願い申し上げます。

（会長）

ありがとうございました。ただいま事務局から令和6年度宮城県食品衛生監視指導計画案の説明をいただきましたので審議に入りたいと思います。まずご意見をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。加藤委員どうぞ。

（加藤委員）

宮城県生活協同組合連合会の加藤です。質問が6点と意見が5点ほどございます。質問からさせていただきます。

資料2-1の5ページですが、2食中毒の防止（3）県民への啓発の部分で、この「県民」の捉え方ですが、コロナ5類移行に伴って、宮城県内にも外国人観光客や、大学等もあって他県からの方々もいらっしゃるのですが、この「県民」の捉え方を、県としては、どういう捉え方をしているのでしょうか。今ほど申し上げましたが、観光客や外国人など、そういう方々も含めての県民という捉え方で食中毒防止の啓発を行うという、そういう考えのものと県民なののでしょうか。

また6ページのHACCPですね。4番のHACCP制度化にかかる指導の強化のところで、食品衛生監視員による監視を強化ということで、強化していただいてありがたいと思いますが、具体的にはどのような取組を行うことにより強化を想定しているのでしょうか。また、食品衛生監視員の人数を増やすということは想定の中にはないのでしょうか。

次に7ページの第4の3、食品営業許可及び届出制度について、経過措置が終わることで、大変な事業者もいます。報道等で秋田の事例で、いぶりがっこの漬物を作る方々がご高齢で、この届出制度により、HACCP導入は到底難しいから廃業せざるを得ないというニュースを見ました。宮城県内では、漬物などを道の駅に卸している小規模の方々に影響は出ていないのか、もしご存知であればお教えいただければと思います。

次に資料2-3でアンケート調査を行った結果で、実施していないと答えた事業者に対して、実施してない理由については、何か確認はしているのでしょうか。またこの取組案に盛り込まれているのであれば、その旨教えていただければと思います。

最後の質問ですが、食品衛生法に関わるのかどうか分からないので、教えていただきたいのですが、ストレス軽減やリラックス効果や疲れ解消などの効能を謳ったグミやクッキー、ハーブ、タバコを装う危険ドラッグで若者が倒れたりしたというニュースがありました。店舗やインターネットでは本当に簡単に入手できるのですが、直接健康にも被害が出ているので、この危険ドラッグに関わる食品については、食品衛生法の管轄であるのか。もしくはどの法律に所管されているのか、分かれば教えていただきたいと思います。

（食暮課）

質問ありがとうございました。まず一つ目の食中毒の啓発について、県民に行っていることの意味を教えてくださいという内容でございました。外国人や県外の人に対しての啓発というものが含まれるかどうかということですが、この監視指導計画に書かれている内容につきましては、県民のみを対象と考えているところです。

食中毒の啓発にはいくつかございますが、一般的に大きく県民にお知らせしているものについては、一つは

県政だよりや市町村で出している広報誌などによる食中毒の予防を呼び掛けがあります。また、食中毒予防キャンペーンといたしまして、スーパーなどでビラを配るといったことが主な啓発方法であり、県内にお住まいの方を中心に啓発に努めているところでございます。

また外国人というお話が出てまいりました。外国人につきましては多様な言葉での啓発資料を用意することがなかなか難しく、非常に難しい対応というところになります。食物アレルギーや、宗教で食べられない食材があるというような対応も今後危惧されているところです。こちらにつきましては、外国人に向けたパンフレットを消費者庁で作られておりまして、ピクトグラムによる指差しシートでわかるようなパンフレットが用意されております。こういったものを利用して、今後外国人の方に対して注意喚起に努めていきたいと考えているところでございます。

(加藤委員)

今のご説明で、基本は食中毒に対する啓発は、宮城県にお住まいの県民に対して、その県民に届くような方法でのみ考えているというお話でしたが、観光客が多い他県では外国人に対しても（啓発等）を行うことを（明確にしています）。消費者庁のパンフレットを使うのであっても、県として（啓発等）やるのであれば、監視指導計画に明記した方がいいのではないかと思います。その方が様々アレルギー問題もあるので、県民は県民として捉えて、もう一方で観光客や外国人向けにも「宮城県としてしっかりやっていますよ」というのを、記載していただいた方が親切かと考えました。

(食暮課)

ご意見ありがとうございました。ご意見を参考に、検討させていただきたいと思います。

(西川委員) 確かにインバウンドでこれからもますます海外からの観光客増えますし、今あったように、ハラルの問題など、実際に留学生はそのあたりしっかり区別してはいると思いますが、大学でもそういった対応をしています。パンフレットを至る所に置いておくなど、そのあたりも含めて対応できるようにしていただけるかと思います。

(食暮課)

2 つ目につきましては、HACCP の今後の取り組みについてのご質問でございました。1 つは食品衛生監視員が実際に施設に訪れ、具体的にはどのような監視をしていくかというご質問でございました。そちらにつきましては、営業者の方と一緒に HACCP の衛生管理計画を作っていくことを考えているところです。管理計画や手順書につきましては、実際に例示されたものがございますので、それらを一緒に活用しながら作っていくことを考えております。その中で疑問があれば、個別の相談会や講習会を受けていただき、HACCP の導入に努めていただくと考えているところでございます。

2 つ目の食品衛生監視員を今後増やしていくかどうかということでございますが、現状のところ増やすことは考えておりません。以上です。

(西川委員)

ありがとうございます。これに関連してもしよろしければ及川委員いかがですか。食品衛生協会としての取

組をお話いただけると。

(及川委員)

食品衛生協会会長の及川と申します。おかげさまで我が社は昨年秋、10月18日をもって HACCP の認定工場を取得させていただきました。大体二年半ぐらい社内でチームを作って勉強しました。ただ、私たち気仙沼保健所管内で活動しているのですが、飲食店を夫婦でやっている方や高齢者の方々は HACCP というアレルギー（反応のようなものがあるみたい）なのです。2018年の国会で（HACCPの制度化が）決まり、そこから暫定の処置期間があったのですが、2年前の6月からは待たなしで始まったわけです。特にこの間、寿司屋さんの旦那さんが（HACCPの導入は）「とっても大変だ」と「やってられない」というふうに言ったのですが、やっていけないではなく、やはり「記録が大切だ」ということで（指導しているところです）。

私個人的には、（HACCPの導入を）指導される方が（使っているような業界の手引書ではなく）、一目瞭然で誰が見てわかるような（手引書によって）、簡単に、記録すること（を指導すること）から始めるのはいかがでしょうかと思っております。

また監視指導計画には載っていないのですが、今、（食品衛生協会では）五つ星制度というものを実施しています。これは保健所や県庁が許可するものではなく、食品衛生協会、日本食品衛生協会（認定）している活動ですが、それには必ず保険の加入が（認定条件として）あります。保険に入るとことは消費者に対しても大変安全で安心だという（PRになる）ことがありますので、できれば「保険が大切だ」というその一言も添えていただければと思います。

HACCPは今義務化されていますが、もう少し一般の方々がわかりやすい、特に零細の方々や高齢の方々に対する思いやりをもって、この「監視」という言葉から「指導」や「寄り添い」という（意味を持てる）ように考えていただければと思います。

(西川委員)

ありがとうございます。今説明があった通り、食品衛生監視員と食品衛生指導員が連携して（HACCPの導入に向けた指導を）行っているということだと思いますので、そのあたり今後もっと積極的に進めていただきたいと思っております。そういうことで委員よろしいですか。

それでは3つ目の質問の方、お願いします。

(食暮課)

3つ目の質問でございます。資料2-1の7ページをご覧ください。資料2-1の7ページの3、第4「監視指導」の3「食品営業許可制度の見直し」に関する質問でございます。秋田県のいぶりがっこを作る漬物業者さんが新たに許可を取らないといけないということになり、施設をきちんと準備しないと許可を取れなくなってしまい非常に困っている、という内容の新聞掲載でございました。宮城県におきましては、宮城県食品衛生取締条例に基づく漬物加工業となっており、従来から漬物を作ることについても条例で許可を取らないと製造販売できない制度です。今回新たに許可を取得しなければならない制度に変わったのですが、施設の準備につきましては、あらかじめ整った状態ですので、秋田県と同様な問題というのはなかったところでございます。

次の質問が HACCP における質問でございました。こちらは資料2-3をご覧ください。資料2-3の HACCP に

沿った衛生管理の実施の推進に向けた取組の中で、小規模事業者の37%について、何が課題で取り組めていないかというご質問でございました。こちらにつきましては、多くはやはり「どのように取り組んでいいかわからない」というのが一番多いです。もう一つは現状人手不足という状況の中で、HACCPの取組をすることがなかなかできないということが課題になっているというお話でございました。以上でございます。

(西川委員)

ありがとうございます。その件については、その後、指導や助言は継続して行っているという理解でよろしいですか。

(食暮課)

その通りです。

(西川委員)

加藤委員いかがでしょうか。もう一件質問がありましたのでお願いします。

(食暮課)

(大麻)グミでございます。食品衛生法にかかる食品については、医薬品を除く食品、医薬品を除くものが「食品」となっています。大麻グミは当初医薬品なのか、それとも食品なのかというところはグレーというか灰色なのですが、途中から指定薬物に変わったということで、食品衛生法からは離れてしまったところがございます。こちらにつきましては薬務課が担当しておりますので、薬務課からご説明いたします。

(薬務課)

薬務課でございます。ご指摘ご質問にありました危険ドラッグ、大麻グミといったものについては、基本的には、精神作用に異常な興奮であったり、幻覚を見せるといった作用があるものにつきましては、医薬品以外では麻薬であったり、覚醒剤、大麻、こういったものの関連する法律の中で規制されているところですが、それらの規制外の部分につきましては医薬品と同じで、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律」、一般的に「医薬品、医療機器等法」と読んでおりますが、昔の薬事法の中で指導規制をしているところがございます。

(西川委員)

よろしいですか。今の薬法で、対象となる薬物と言いますか、それを増やしていくことによって対応できるようになっているという形ですか。

(薬務課)

(健康被害などの各種問題や実態が)分かった時点で少しずつ増やしていつている状況となっております。

(西川委員)

ありがとうございます。加藤委員から以上ですが、その他、皆さんの方からご質問あればお受けしたいと思

います。いかがでしょう。何でも結構ですので気になるところあれば、ぜひご質問をしていただければと思います。佐々木委員。

(佐々木委員)

仙台食肉市場の佐々木でございます。よろしくお願ひ致します。資料2-3でHACCPの仙台市を除く導入状況を示していただいているわけですが、仙台市内の事業者の導入状況が分かれば教えていただきたいというのが一点、資料3で整理しております令和6年度監視指導計画、2月8日からパブリックコメントを実施することですが、前回(の監視指導計画作成時)、県民の方々からどのようなご意見が出たのか教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

(食暮課)

仙台市さんの数につきましては、大変申し訳ございませんがこちらでは今把握しておりません。2つ目のパブコメの内容につきましては、今手持ちにございませんがホームページに掲載されておりますので、後ほどそのホームページの掲載している箇所についてご案内させていただきたいと思ひます。

(佐々木委員)

パブリックコメントの意見については、この監視計画中に反映されているという理解でよろしいでしょうか。

(食暮課)

その通りでございます。

(西川委員)

毎年、意見に対して回答等を作って、それで監視指導計画の中にまた改善案を盛り込むという形で行っていると思ひます。仙台市の状況についても、市のホームページ等で公開されている可能性ありますので、そちらもご覧いただければなと思ひます。

その他ご意見いかがでしょう。櫻井委員。

(櫻井委員)

婦人団体連絡協議会の櫻井でございます。些細なことですが、資料1の第5の(5)のところで、食品衛生関係団体に対する指導を行います、と記載されておりますが、この指導ではどのような形で、そして年に何回ぐらいするのかという回数など、どのように指導を計画立ててやっておられるのかなと思ひてお聞きしたいと思ひます。

(食暮課)

ご質問ありがとうございます。食品衛生関係団体に対する指導に関するご質問です。主に食品衛生関係団体というのは食品衛生協会さんですが、そちらと協力し合いながら講習会や食品衛生指導員という方の取組に対する指導をさせていただいております。年間何回するかについては今手持ちがないのでお答えできませんが、定期的に各保健所でやっているものでございます。

(西川委員)

よろしいですか。ありがとうございました。二階堂委員どうぞ。

(二階堂委員)

二階堂です。先ほども HACCP を取るにあたり、個人事業主の方ですと、管理基準に合わせて現場をつくっていくことがすごく難しいという話が出てきました。それで廃業を検討されているようなところまで出てくるという話が出たのですが、例えば県の方でそういうことに対してはどういった指導や、どういった対応を取られていらっしゃるのか、伺いたいと思います。やはり老夫婦とかで経営しているお店ですと、なかなかその管理基準を落とし込むことも難しいところがあると思います。でも「それだったらやめます」のような話になった時に、どういった対応をされているのか、もしくは何かそういった方々への特別な指導方法というものがございましたら、教えていただければと思います。

(食暮課)

ご質問ありがとうございます。大変難しい問題だと思います。小規模事業者につきましては、「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」ということで、通常の HACCP よりは随分簡略化されたものという風に考えています。仮に、御歳を取られた方でそういった仕組みを取り入れることも非常に難しいというような話があれば、やはりこちらでは丁寧に接しながら寄り添って一緒になって HACCP を作っていただくということでやっていきたいと考えております。HACCP を取らないと、もう店を置かないとダメですよというようなことは決してなく、可能な限り、食品衛生監視員と一緒にやって取り組んでいきたいと考えているところでございます。

(氏家委員)

氏家です。私も今のお話を聞いていて、HACCP そのものの制度にはやはり規模の問題があると思います。大規模の事業者向けの制度ということが、原則などを見ていると大きいと思うので、それをそのまま小規模事業者にも適用できるかということ、なかなか難しいのではないのでしょうか。また業種によってもいろいろ違うと思いますので、今、おっしゃられたことを踏まえつつ、HACCP の細則のようなものを整理していくことが、今後必要になるのではないかという感じで聞いていました。大規模事業者が導入率 100%で、小規模事業者のパーセンテージがなかなか上がらないということは、やはり制度の方に無理があるのではないかという部分も否めませんので、そのあたりを今後整理していただければいいかと思っておりましたので、よろしくをお願いします。

(食暮課)

ご意見ありがとうございました。参考にさせていただきながら、今後進めていきたいと思います。

(氏家委員)

HACCP から離れるのですが、八戸の方で大きな食中毒がありました。それを受けて県の方で何か重点的に監視で強化されたところがあったのであれば教えていただきたいです。

(食暮課)

八戸の吉田屋というお弁当屋さんでの事件でございます。県内にも多くの、お弁当を食べた方がいらっしゃるにしまして、食中毒の対応をさせていただいたところでございます。そちらを受けて食中毒への対応を変えたところは実際のところはないのですが、かなり大規模な全国的な食中毒事件でしたので、今、Web を使った会議を国で行っておりまして、そのような会議を通じて情報を共有しながら、今後の進め方を検討させていただいているところでございます。今までなかなかそういった Web を使えない状況の中では（緊密な情報共有は）難しかったのですが、現状は Web を使って情報を共有し、対策をきちんとしております。今も実際やっているところではございますが、今後、（吉田屋のような）大規模なところについては、きちんと HACCP に沿った衛生管理ができていくかということについて、さらに徹底して（今回の食中毒事件のようなことがないように）進めていきたいと考えております。

（西川委員）

よろしいですか。今回の例は米飯ですね。炊飯した後の冷却のところが（原因で問題に）なったということなので、そのあたり重要管理点として入れるべきかどうかということも議論しながらだと思しますので、そこはぜひとも指導の方、よろしくお願いたいと思います。

あと私から1件だけ思いついたのですが、資料2-3の調査で二段階という形で大規模と小規模で、国は二段階方式という形でやっているわけですが、これについて例えば宮城県だけでなく、他県でもこういった調査で行われているのか、他県と比べて宮城県の場合、その進捗状況はどうなのか、もし情報あれば教えていただければと思います。

（食暮課）

他県での状況ですが、今他県がどのぐらい進捗しているかということにはわかりませんが、おそらくあまり変わらないと考えております。全国の会議の際、立ち話の中でこういう話はよく出てきまして、やはりパーセント的にはあまり変わらないことが分かりました。

（西川委員）

承知しました。あと皆さんからご意見はよろしいですか。

そうしましたら加藤委員から出していただいている資料を説明していただきたいと思います。

（加藤委員）

お時間のない中申し訳ありませんが意見を述べさせていただきたいと思います。資料2-1の5ページ下部の「3 食品検査」で「(1) 食品の放射性物質の検査と情報提供」のところで、検査結果についてホームページ等で県民にわかりやすく情報提供するという記載があるのですが、実際上を見ると、ホームページ等のみではなく、その他にも宮城県の安全安心な県産品についての広報やPRも行っておりますし、この放射性物質に関しては、消費者に対してセミナーなど開催しての啓発活動も行っているのです、ホームページ等という、この文言のみで終わらせず、やっているのであれば、やっていることを明記していただいた方が、県民の受け取りはより安心感があるのかなと思いますので、大々的にやっていますということを書いてもいいのではないかなという、私の意見です。

あともう1つは14ページの(5)健康食品における対応の部分と、16ページの第6の4「消費者への情報提

供」のところの(2)イの部分に関係するのですが、わたくしが本日お持ちした資料は宮城県からのご後援もいただきまして、学習会を開催した資料になっております。ご意見を述べるにあたり、どうして私がそういう意見を言うのかということについて、若干補足説明としての資料をお持ちいたしました。

宮城県でも、健康食品の安全性についてのセミナーをやったわけですが、私どもとしては、健康食品は安全と考えておりますが、昨今のこの機能性食品の増加を踏まえると、世の中、「いわゆる健康食品」というサプリメントがすごく増加しております。健康食品は医薬品ではないので、効能効果を謳ってはいけません。

(持参資料の中で)舞の海さんも「ぐるぐる体操」ということで、グルグルグルグル膝を回している映像を流しているのですが、この会社は「膝に効く」とは一言も言っておりません。ただ、舞の海さんがグルグル膝を回していることによって、消費者は「関節に効くのかな」と、客観的にそう思わせるようなCMを出すことによって、どんどん売上が伸びています。現在は消費者の6割が健康食品を利用して、50代以上については約3割が毎日摂取しているというこの現状を踏まえますと、宮城県の健康食品に関する、消費者に対する情報提供の部分について、健康食品についての安全性のみを伝えるのでは足りないと考えました。健康食品と病院からもらっている医薬品とを併用することによって、副作用や副作用どころか病院からもらった薬が全く効かず逆に悪化させるといった、健康食品の飲み合わせによっては、多大な健康に影響を及ぼす(可能性がある)ということ、私どもの学習会で学びましたので、14ページ16ページ両方の文章中に、健康被害拡大の防止を図るのみではなく、医薬品との飲み合わせによる健康影響被害があること、医薬品との併用によって、健康影響を与える健康食品があり、健康食品を摂取するときは、医者にご相談しなくてはならないということが伝わるような記載にしてほしいという意見のため、この資料を持ってきました。

(食暮課)

2つご提案がございました。1つは放射性物質に関する情報提供のあり方をもう少し具体的に書いた方がいいのではないかという話でしたので、ご意見の通り具体的に書きたいと思っております。もう1つの健康食品につきましては、食品と医薬品が絡んできますので、精査の上で、検討させていただくということで進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

(西川委員)

健康食品については、「いわゆる健康食品」とあと保健機能食品の制度に則った、国が表示を認めているものと両方あるので、それが混在して消費者の理解が行き届かない部分もあると思います。そうであれば国の方も、消費者庁がもう少し丁寧にやらないといけないということはあるかと思っております。食べ合わせ、飲み合わせについても確かにおっしゃる通りで、特に悪い場合には血液凝固に関係するので、このあたりは非常に危ないため、これはおそらくワーファリンを処方する際、お医者さんはかなり丁寧に、患者さんに話をしていると思っております。そこをしっかりと聞いていればいいのですが、そこも食の安全だけではなく、医薬品もそうだと思うのですが、そのあたりもしっかりと指導しないといけないと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

その他どうでしょうか。

それでは、少し時間がかかってしまいましたが、議案の1については今ご意見をいただきましたので、若干修正がありますが、そこについては私に一任いただき、今後のパブリックコメントの実施に進めたいと思っております。そのような形でよろしいでしょうか。

それでは続きまして報告に移ります。まず報告イということで、「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」についての（イ）及び（ロ）について、事務局から説明お願いいたします。

（食暮課）

ここからは食と暮らしの安全推進課の川本がご説明をさせていただきます。

まず報告のイ「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」の（イ）令和5年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業の進捗状況をご説明いたします。お手元の資料5をご覧ください。今年度の各種事業の進捗状況をかいつまんでご説明申し上げます。

まず食品表示ウォッチャーにつきまして、今年度は98人に委嘱済みです。その方々に6月から12月までご活動いただき、延べ1,273店舗分の報告をいただきました。そのうち表示に疑義のあった店舗のうち、県の管轄分の現地調査を行い、確認や指導を行うとともに、県管轄以外の店舗につきましては、関係機関と連携をして対応しております。また、ウォッチャーだよりにつきましては、10月に第1号を発行し、第2号につきましては、今月中に発行予定としております。

次にモニターだよりにつきましては、7月に第34号、12月に第35号を発行いたしまして、モニター宛てに送付するとともに、県のホームページでも併せて公開しております。なお、第36号につきましては、今月中に発行予定としております。

続きましてモニター研修会ですが、7月に「食品中の放射性物質の各基準値と検査体制等について」というテーマで開催をさせていただき、後日動画の配信も含め128名の参加がありました。

次に生産者との交流会、食品工場見学会ですが、交流会と見学会につきましては、10月から11月にかけて、3回開催をしております。合計116名の皆様の参加がありました。訪問先については資料に記載の通りです。

裏面をご覧ください。モニター制度の広報について、各種広報媒体の活用、コンビニエンスストアへのチラシの配架などと共に、引き続き子育て世代の登録者の獲得に向けて、児童館などへのチラシ配架を予定しているところです。

モニターの登録状況といたしましては、今年度に入り43人の新規登録と17人の登録取り消しがありました。登録者数は12月末時点で1,162人となっております。

続いて消費者モニターの項目、アンケート調査の欄をご覧ください。アンケート調査につきましては、7月に送付を致しました。消費者数1,138人に対し、回答者615人でありまして、回答率は54%となっております。アンケート結果につきましては、モニターや関係機関に送付させていただくとともに、県のホームページでも公開をしております。結果の概要については、後ほどご説明申し上げます。

次に講習会等の事業についてご説明を申し上げますが、講習会につきましては、食の安全安心セミナーとして年に2回開催をしております。1回目は9月に健康食品をテーマとして開催し、後日の動画配信を含め130人の参加がございました。第2回目は今月ですが、2月19日を予定しており、食物アレルギーをテーマとした講演となる予定です。

続きまして地方懇談会ですが、地方懇談会につきましては、県内各地方振興事務所において企画・実施しておりまして、農業体験などの取り組みにより、生産者と消費者の相互理解が図られております。

続きまして取組宣言の広報について、各種広報媒体を活用するとともに、コンビニエンスストアへの消費者向け事業周知チラシの配架などによって周知をする予定としております。

最後に取組宣言者登録の欄をご覧ください。取組宣言者の登録の状況につきましては、令和3年10月の食品衛生法改正に伴って HACCP に関する自主基準を新たに設ける形に実施要項を改正した後に、新基準による自主基準の変更を登録事業者に対して、合計6回依頼をさせていただきました。2年間の猶予期間を持って最終的に変更届の提出をいただけなかった、未提出の746者について、昨年10月末で登録を取消いたしました。一方、今年度は飲食店コロナ対策認証制度終了後の受け皿として、この取組宣言制度を改正し新たに設けた感染対策取組店の申請を希望する飲食店など新たに182者の登録がありまして、登録事業者数は12月末時点で1,898者となっております。

続きまして報告イの(口)令和5年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果をご説明いたします。お手元の資料6をご覧ください。

アンケートの対象者は、先ほどご説明申し上げましたとおり、消費者モニター登録者1,138人でして、このうち615人から回答をいただきました。回答率は54.0%で昨年度より1.2ポイント低下いたしましたが、回答者数としては昨年度より19名増加しております。

回答者の年代別ですが、60代、70代の方が多く、回答率も60代70代の年代の方が60%以上と比較的高くなっております。

次に調査結果につきまして、抜粋してご説明を申し上げます。

資料6の2ページをお開きください。まず問1ですが、食の安全安心全般についての不安感を尋ねたところ、「不安を感じる」の10.9%と「やや不安を感じる」の39.2%。これらの合計は50.1%でありました。下段に示しております、昨年度の結果と比べますとマイナス8.2ポイントとなっております、大幅に減少を致しております。

3ページをご覧ください。問2ですが、問2は昨年と比較した食の安全性に対する意識の変化を尋ねた結果、「不安を感じるようになった」と「やや不安を感じるようになった」の合計は27.3%となり、昨年度より0.3ポイント増加いたしました。また、「不安を感じなくなった」「やや不安を感じなくなった」の合計は11.3%となり、昨年度より3.7ポイント不安を感じなくなったという方が増加をしております。

続きまして4ページをお開きください。問3では、先ほどの問2で、食の安全に関して意識が変化した理由を尋ねております。このアンケートを実施した時期に行われました、福島第一原発のALPS処理水を挙げる方が最も多く、継いで食品添加物となりました。また、食品の価格高騰を挙げる回答も第3位となっており、多くありました。

続いて5ページをご覧ください。問4では、食の安全性について項目ごとに不安の度合いを尋ねた結果、0(オー)の「輸入食品の安全性」が最も高く、ついでCの「環境汚染物質」、Aの「食品添加物」、Dの「残留農薬」の順となっております。全体的に昨年度とほぼ同様の傾向となっておりますが、平均ポイントにつきましては、すべての項目で低下をしております。

続いて6ページをお開きください。問5では、安全で安心できる食品を供給するための取り組みについて、重要度と満足度について尋ねたところ、重要度は高いと感じているものの、その満足度が低いというこの差が最も大きい取り組みについては昨年度と同様、「流通販売段階における安全性の確保」という結果であります。

8ページをお開きください。問6については、食の信頼関係を確立するための取組について、重要度と満足度を尋ねた結果、重要度と満足度の差が一番大きい取り組みは、「生産者、事業者及び消費者との相互理解の促進」となっております。なお、問5、問6とも全体的に前年度と同様の傾向となっておりますが、満足度は

すべての項目において増加しておりまして、重要度と満足度の差が縮まる傾向にあります。

少し飛びまして 12 ページをお開きください。問 8 で県からの情報提供についての満足感を尋ねたところ、「十分満足である」と「概ね満足である」の合計が 62.1%なりまして、昨年度と比較し、1.4 ポイント低下を致しました。この点につきましては、引き続き努力を要する点と認識をしております。

次に 16 ページをお開きください。問 11 につきましては、宮城県産の農畜産物の購入状況を訪ねた結果、「県産品を購入している」と「どちらかといえば県産品を購入している」の合計は 88.7%となっており、昨年度と比較し 0.9 ポイント減少してしまいましたが、約 9 割の方が県産品を積極的に購入しているとの結果でありました。

続きまして 22 ページをお開きください。問 15 では、食品中の放射性物質についてどの程度気にしているか尋ねたところ、「非常に気にしている」と「ある程度気にしている」の回答者は 53.2%となっており、昨年度と比較し、0.7 ポイント減少を致しました。年代別では、70 代以上の回答割合が高く、「ある程度」と合わせて 6 割以上の方が気にしているという結果でありました。

続きまして 27 ページをお開きください。問 18 につきましては、食品中の放射性物質についてどのような食品が不安かを尋ねたものであり、この結果、昨年度と同様、「きのこ・山菜類」と回答する人が最も多く、次いで「魚介類」、「ジビエ」となりました。昨年度と比較し、「きのこ・山菜類」は 7.4 ポイントの減少、「魚介類」は 0.3 ポイントの増加、「ジビエ」は 4.6 ポイントの減少となっております。一方、「不安な食品は特にない」という項目につきましては、3.5 ポイント増加となっております。

36 ページ以降の資料につきましては、今年度実施いたしましたアンケートの設問のうち、過去に同様の質問を行った項目の回答結果をまとめたものですので、ご参考にいただけるとよろしいかと存じます。

以上で報告イの「みやぎ食の安全安心県民捜査課運動について」の説明を終了させていただきます。

(西川委員)

ありがとうございました。ただいま資料 5 と 6 で説明をいただきましたが、皆さんの方からご質問等があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

加藤委員どうぞ。

(加藤委員)

ご説明ありがとうございました。資料 6 の 13 ページ、要望の部分ですが、「最近、Web サイトでの情報発信が多い」とあるのですが、やはりモニターの年齢層の数によって、このような意見が出ているのではないかと思います。私どもでも、学習会等を実施すると、「インターネット環境がないのに QR コードだけ」というクレームもありますが、世の中、スマホを皆さん携帯されているので、やはり紙も残しつつではありますが、これからは Web、インターネットで検索すればすぐヒットできるような、県の情報が取れる方法が良いと思います。また「若い人の目に付くように SNS を使った発信があると良い」という意見・要望があるのですが、宮城県として食の安全について、何か YouTube などの SNS を使った発信をしているものなのでしょうか。

(食暮課)

こちらの結果に記載されている通り、「紙での配布があまりないではないか」というご指摘もありますが、

委員がお話いただいた通り、流れとしては DX を推進するということですので、若年者にも情報をより届きやすくするためには、ICT を活用した情報発信は、やはり力を入れていかなければならないと考えているところです。次に、SNS を食の安全安心（に関する情報発信）で積極的に活用できているかというご質問につきましては、残念ながら現在のところできておりませんので、今後 SNS であるとか、ICT を活用した情報発信、例えば他の自治体であれば食の安全安心に関するポータルサイト等を作っていたりしますので、それらを参考にしながら、私どももより効果的な情報発信について考えてまいります。

（西川委員）

ありがとうございました。その他、皆さん方からご意見等ございますか。
立花委員、どうぞ。

（立花委員）

このアンケート結果について、ちょうど ALPS 処理水の放水時期と重なっていたということで、非常に結果を心配していたのですが、個人的に思った程そういった心配する方々が増えなかったため、やはりこれも風評対策の方法が良かったのかと思います。その後も我々生産者におきましては、三陸産等の海産品の購買応援等、皆さんに協力していただき本当にありがたく感じております。この場をお借りして御礼申し上げたいと思います。しかしながら、まだまだ不安に思っている人はたくさんいるということで、今後もこういった風評を払拭するような対応を、県の方でもしっかりやっていただきたいと思います。また、やはり残念なことに、4 ページにあるように、未だに「原子力の汚染水」という言葉を使う（方がいる）ということで、やはりこのような言葉が出てくると風評が広がることも考えられますので、そういったものを払拭するような協力・対応をお願いしたいと思います。私から以上です。

（西川委員）

ありがとうございます。ご意見という形でよろしかったでしょうか。

（食暮課）

ご意見ありがとうございます。私どもも ALPS 処理水の報道がセンセーショナルに取り上げられてしまいましたので、非常に心配をしていたところでした。結果的に少し引張られたのかな、というところはありませんでしたが、委員が今お話しくださったように、昨年度と同様の結果だったという認識です。また、ご意見として頂戴した、不安を払拭するような取組については、私どもも必要な取組みであると認識をしております。消費者の不安を取り除くためには、正しい知識と理解が何よりも重要だと考えておりますので、その取組みについて進めて考えてまいりたいと思います。

（西川委員）

ありがとうございました。よろしくお願い致します。その他いかがでしょう。
吉田委員、どうぞ。

（吉田委員）

吉田です。消費者モニターの登録ですが、登録する時に年一回実施しているアンケートについて、提出の促進や、義務化まではいきませんが、そういったことはお話になっていないのでしょうか。今回（回答者数が）1,138人のうち615人という約半分強ですが、残りの方はアンケートに協力しておらず、その方たちの意見が全く反映されていない。それから年代別に見ると、30代、40代の方がすごく少ないのですが、先ほどのSNSや若い方へのPRなどを考えたときに、やはりそういった年代の方たちの意見も聞いておかないと、高齢者の方の意見は、どちらかという不安が大きいことが多いので、県民総参加ということであれば、できるだけ多くのモニターの方にアンケートに協力していただくという体制を構築された方が良いのではないかという個人的な意見でございます。

（食暮課）

モニターの方々に「必ずアンケートに協力をしてください」ということで、強制をするところまでは、できないところですが、「モニターになったらアンケートに協力してくださいね」というお願いはさせていただいているところです。また、アンケートに協力いただいた方に景品をご用意する策も展開しております。一方で、やはり半数しか回答できてないじゃないかというご指摘については、ごもっともです。また若い人からの回答が少ないということもご指摘の通りです。モニターの若い人の割合が相対的に少ないということもありますが、あとはアンケートに答える負担感もあります。アンケート自体もかなりのボリュームですので、いかに答えやすいアンケートにしていくかということも含めて、アンケートのやり方、回収率の向上ということを目指してまいりたいと考えております。

（西川委員）

積極的にこれからもよろしくお願ひしたいと思います。若い方のモニターも前に比べれば増えてきているのだと思いますので、もう少し増やすように、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

その他いかがでしょうか。氏家委員。

（氏家委員）

アンケートの中で5ページの問4「不安を感じている項目」の中で、先ほどご説明があったように、残留農薬についても結構高い割合で不安を感じている結果になっております。いつかの会議でも申し上げましたが、農林水産省が推進しているオーガニックビレッジの取組について、最近になって見ましたら、2030年までに200市町村という目標がある中で、県別に見ると宮城県と東京都以外はどこかの市町村が取り組んでいるという実態で、色別で示されておりました。そしてこれで見ると、取り組んでいないのは全国の中でも東京都と宮城県のみになっておりますので、相当遅れているという感じに見えてまいります。オーガニックビレッジに取り組んでいない状況とそのアンケート結果における農薬に対する不安をリンクさせると、「なるほど」といった感じに見えてまいります。一方、実情はやはり環境保全米はじめ、いろいろ配慮しているという現場の実態もありますので、もう少し県でも取り入れてというか、応援していただいて、そしてなお一層推進していただきたいです。これを見ると本当に恥ずかしいというか、こんなに頑張っている生産者がいるのに、東京都と宮城県だけが真っ白というのは、どういうことなのかと疑問が湧いてきますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

(農政部)

農政部副部長の高澤と申します。ご指摘ありがとうございます。オーガニックビレッジについては、国の方でもかなり推進しておりまして、県内の市町村に直接国が行ったり県が行ったりということで、来年度からやりたいという市町村も出てきております。それによってまずは（宮城県が）抜けている状況を解消していきたいと思っております。

宮城県につきましては、有機農業や環境保全米ということで全く取り組んでないわけではなく、逆に言うと進んでいるところもあると思っております。まだまだ周知活動が足りないということです。市町村ともしっかり話し合いながら、（周知活動を）やっていきたいと思っております。

(氏家委員)

ありがとうございます。ぜひ消費者の方に届くような、そういった取り組みのPRをぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(西川委員)

ありがとうございました。加藤委員。

(加藤委員)

今の氏家委員に関連して、宮城県生協連はみやぎ生協と生協あいコープみやぎが会員であります。残留農薬についてですが、みやぎ生協もあいコープみやぎも、農薬に関して基準値を超えるということは、まず皆無に等しいということで、宮城県内の農産物についても基準値を超えるということは最近聞きません。過去の農薬についての情報だけが脳にインプットされ、今現在の新しい農薬の制度や添加物もそうですが、昔のままの情報で止まっている人が結構多いと思います。そういった組合に対しては、新しい情報を届けることや、きちんとみやぎ生協でも検査室を持っておりますので、検査したものをメンバーに届くような仕組みでやっておりますので、（不安を感じる項目として残留農薬が多かったアンケート結果については）モニターの方の情報不足というのを感じます。やはりモニターだよりを活用して、最新の情報を届けていかないといつまでも添加物等、添加物はポジティブリスト制になっているので、大変なことにはなっていないと思いますが、そういった情報提供も併せて、両方で進めていただくと、頑張っている生産者には非常にありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(食暮課)

ご意見ありがとうございました。情報提供のあり方ということで、もっとモニターさんなり一般の方もそうだと思いますが、正しい知識・理解を発信するべきじゃないかというご指摘と考えます。当然、その通りだと考えてございますので、情報発信のやり方、内容等について一生懸命考えてまいりたいと思います。

(星委員)

私も先ほどから聞いていて、情報発信の仕方ってということで、やはり特に若い世代の人たちに情報が届いていないということが大きくあるのかなと思います。今、若い人たちは自分からログインしてホームページを見るというよりは、SNSで向こうから発信された情報を受け取るということが多いと思います。今市町村などで

も SNS で LINE を使ったの情報発信や、広報にリンクさせるといった情報発信を実施しています。(様々な情報を) たくさん(発信するの)ではなく、今の食中毒警報や情報、それから話題になったこと等をリアルタイム・ピンポイントで発信するようなシステムを考えていただくと、もう少し(若い世代の食に対する)関心度が高まるということと、そういった(SNS等)を利用して、アンケートも大きなボリュームではなく、1項目ずつぐらいでポチポチやる程度で情報が取れるような、そういったシステムを考えていただけたら、もう少し若い人たちへの情報発信と関心が得られ、(県民総参加運動へ)参画いただけるようになるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

(食暮課)

どうぞご意見ありがとうございます。委員のご意見はごもっともだというふうに私どもも認識をしておりますので、前向きに検討させていただきたいというふうに存じます。ありがとうございます。

(氏家委員)

もう一つ、やはり表示がわかりにくいのではないかという感じもしないでもないです。自主基準や感染対策を含めて統一的な表示としている取組宣言のようなものがありますが、その他の各種表示がバラバラな感じがしています。そういった表示を統一して、「これが安全である」ということが、県内で統一して分かるようにしていくことを考えてもいいのではないかと思います。加えてもう少しスピード感を持って各種施策をやっていただくと、先ほどのオーガニックビレッジのように一番最低の県のような感じにはならないのかなと思います。よろしくをお願いします。

(食暮課)

ご意見ありがとうございます。確認をさせていただきたいのですが、表示というのは食品そのものの表示についてということでしょうか。

(氏家委員)

例えば環境保全米関係でも特別栽培米というような表示などが、結構バラバラな感じがします。消費者から見ると、どれがどういうものなのかが、わかりにくいのではないかと考えます。

(農政部)

環境保全米などについては、それぞれのガイドラインで認証する団体等があり、例えば県の認証ですと「全く農薬を使っていない」や、「全く化学肥料を使っていない」など、(区分に応じて)四段階でマークをつけてやっておりますが、わかりにくいとご指摘がありましたので、その部分については、すぐに(表示を変える)というわけにはいきませんが、今ちょうど国の「みどりの食料システム戦略」でもみどり認定(関連)のマークなど色々なマークが出てきており、逆にわかりにくいということもありますので、全体を見ながら検討していかなくてはならないと思っております。

(西川委員)

よろしくお願いたします。加藤委員どうぞ。

(加藤委員)

事業者の立場からお話ししますと、今ほど高澤副部長からもお話しがありましたが、みやぎ生協はみやぎ生協で「めぐみ野米」という独自の栽培方法をやっております。なぜ表示が違うのかというのは、やはり（団体や生産者が）それぞれお金を払って認証を取っているところもあれば、国のガイドラインや県のガイドラインに則ってやっているところもあります。そして袋自体を作るのも生産者のお金で行っていますので、こういった表示をするかというのは、やはり生産者・事業者それぞれに任されているという部分もあります。消費者にとってはわかりづらいという点は私も同感ですが、それを一刀両断全部揃えるということは、やはり事業者の立場からすると大変なことであるため、県は県民に、みやぎ生協は（会員）メンバーにということで、表示の啓発はやっていかなければならないと重々承知しております。

(西川委員)

表示については確かにわかりにくい部分もあると思うのですが、宮城県の農畜水産物、非常に美味しい食材が多い中で、もう少しアピールしていくことも大事だということは確かだと思います。食の安全を担保しながら、正しい知識を消費者の方に伝え理解していただく、それがすなわち宮城県の農畜水産物の振興にも役立つという形で、ぜひ（啓発等を）図っていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」は終了したいと思います。

では最後になりますが、口「食品にかかる放射性物質検査結果」について、事務局からお願いします。

(食暮課)

それでは報告口「食品にかかる放射性物質検査結果」についてご説明を申し上げます。資料7をご覧ください。令和5年4月1日から12月31日までに実施いたしました、食品にかかる放射性物質検査の結果をご報告いたします。

まず初めに検査の概要ですが、県では国の原子力災害対策本部が定めた検査計画、出荷制限等の品目区域の設定解除の考え方に基づいて、四半期ごとに農畜水産物等の放射性物質検査計画を定め、検査を実施しているところです。これにより、県の関係部局において、出荷前の農産物、林産物、水産物、畜産物や野生鳥獣肉、出荷後の流通食品等においてそれぞれ検査を実施しております。

早速検査結果についてご報告申し上げます。出荷前等の検査について、農産物、畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉を合わせて19,313点を検査しています。林産物、野生鳥獣肉で基準値を超過したものが合計24点ありました。内容といたしましては、林産物は野生のコシアブラ、ゼンマイ、タケノコ、ワラビ、マツタケ、野生鳥獣肉ではイノシシ、ニホンジカとなっております。

続きまして出荷後の検査ですが、一般食品等の流通食品は267点検査を実施いたしましたが、基準値を超過したものはありませんでした。

続きまして資料の下段、住民持ち込み測定結果の欄をご覧ください。住民持ち込み測定は、県内の市町村で自家栽培や自ら採取した食材などを住民が持ち込み、測定をしているものですが、102点検査を実施いたしました。前回の会議の際に報告をさせていただきました。コシアブラの他、野生キノコ類で合計9点基準値を超えております。

以上、4月から12月に関しましては、合計19,682点の検査を実施し、33点の基準値の超過となっております。検査結果につきましては、みやぎ原子力情報ステーションで品目別に公表しております。資料に記載のURLをぜひご参考にしてくださいませよう願いを申し上げます。説明は以上です。

(西川委員)

ありがとうございました。ただいまの説明につきましては、何かご意見ご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは報告口につきましては、これにて終了といたします。あとは3「その他」になりますが、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

今回は特にございません。

(西川委員)

わかりました。委員の皆さんから何か他に質問という形でございますか。
加藤委員。

(加藤委員)

今の国会で食料・農業・農村基本法の改正案が審議される予定だと思っておりますが、この改正は、みやぎ食の安全安心推進条例に何か関係するのをお教えいただければと思います。

(食暮課)

確認しないとわかりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

(西川委員)

よろしいですか。その他、何かございますか。
それでは本日の議事は一切終了となりますので、事務局に進行をお返しします。

(閉会)

西川会長、委員の皆様、活発なご議論いただきまして、どうもありがとうございました。本日ご検討いただきました令和6年度食品衛生監視指導計画につきましては、本日説明させていただきました通り、近日中にパブリックコメントを実施させていただきます。その際、皆様にもお知らせをさせていただきますので、お気づきの点等ございましたら、ご意見をお寄せいただければと存じます。

新年度になりますが、次回の会議でございますが、6月の上旬を予定しております。追って開催のご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、会議を終了させていただきます。長時間にわたりどうもありがとうございました。